

調布市告示第189号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、
次のとおり専決処分したので告示する。

令和8年6月3日

調布市長 長友貴樹

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会の議決により指定された市長の専決処分事項について、次のとおり専決処分する。

令和8年6月3日

調布市長 長 友 貴 樹

市は、庁用車の接触により物件に損害を与えた事故による損害賠償の額を次のとおり決定する。

- 1 損害賠償の額 12,683円
- 2 損害賠償の相手方

新宿区新宿4丁目1番6号JR新宿ミライナタワー15階

株式会社ケアリッツ・アンド・パートナーズ

代表取締役 宮 本 剛 宏